

# 日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）資源回復計画

平成 21 年 3 月 31 日公表

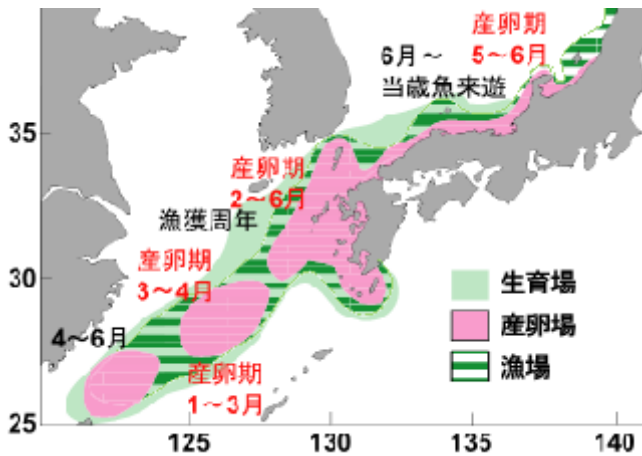
(平成 22 年 3 月 30 日一部変更)

## 1 資源の現状と資源回復の必要性

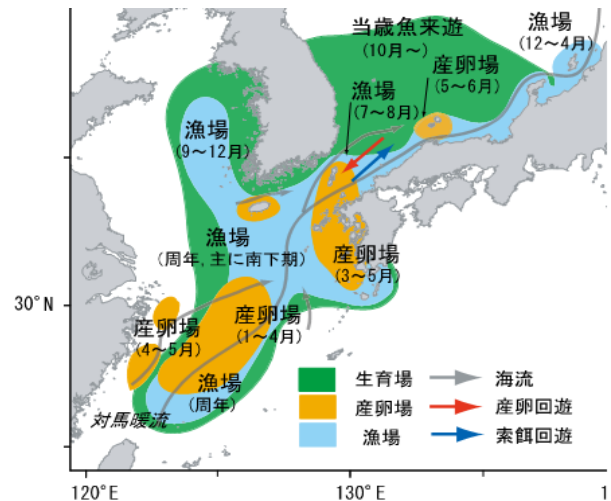
### (1) 対象資源の資源水準の現状

対馬暖流系群のマアジ、マサバ及びマイワシ（以下、単にマアジ、マサバ又はマイワシという。）は、東シナ海南部から九州及び日本海の沿岸・沖合域の広域に分布する重要な多獲性浮魚資源である。

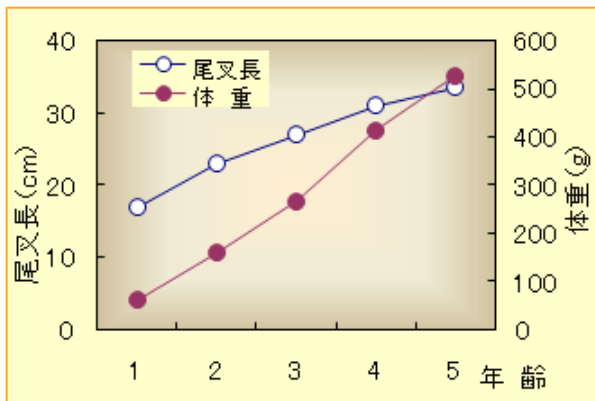
マアジ産卵場は、東シナ海南部及び九州・山陰沿岸から日本海北部沿岸で、産卵期は南部ほど早く（1～3月）東シナ海南部では2～3月に仔稚魚の濃密な分布がみられ、北部では遅い（5～6月）傾向がある（図1）。1歳で50%、2歳でほぼ全個体が成熟する（図3）。マサバ産卵場は、東シナ海南部の中国沿岸から東シナ海中部朝鮮半島沿岸、九州・山陰沿岸で、産卵期は南部ほど早く（1～4月）北部は遅い（5～6月）傾向がある（図2）。1～2歳で成熟する（図4）。マイワシ産卵場は、資源水準が高い年代は薩南海域、低い年代は五島以北に形成され、産卵期は冬～春（1～6月）である。成熟年齢は資源水準に連動し、極めて低い資源水準にある近年は1歳で成熟する。



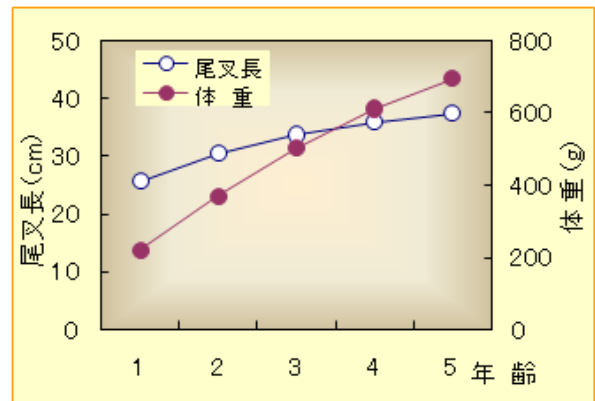
(図1：マアジ生活史と漁場形成)



(図2：マサバ生活史と漁場形成)



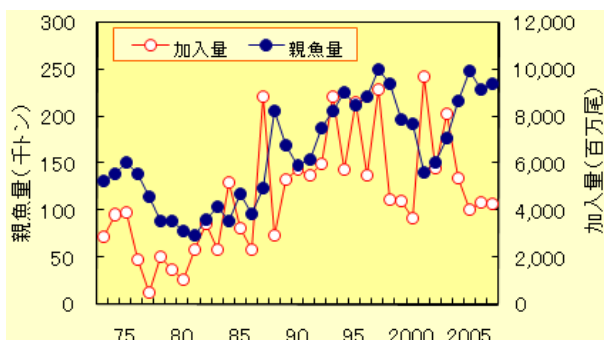
(図3：マアジの年齢と成長)



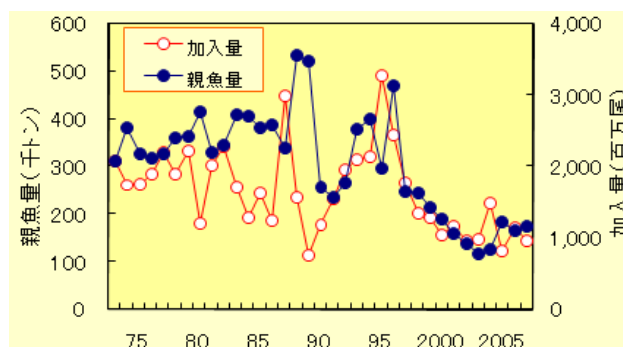
(図4：マサバの年齢と成長)

マアジ、マサバ及びマイワシは、主にまき網漁業により漁獲されている。資源状況は、マアジが中位水準で減少傾向、マサバが低位水準で横ばいであり、マイワシは極めて低い水準となっている。

マアジの親魚量と加入量について、親魚量は高い水準にあるが、加入量は近年では低い水準に止まっている（図5）。マサバについては、親魚量、加入量ともに1995, 1996年頃にかかなり高い値を示したものの、その後急減し、2007年も依然として低い水準となっている（図6）。



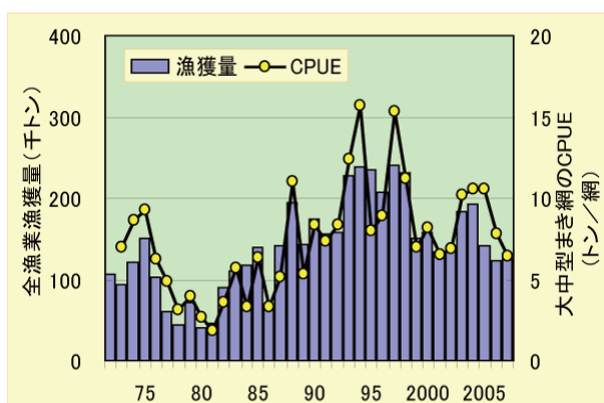
(図5：マアジの親魚量と加入量)



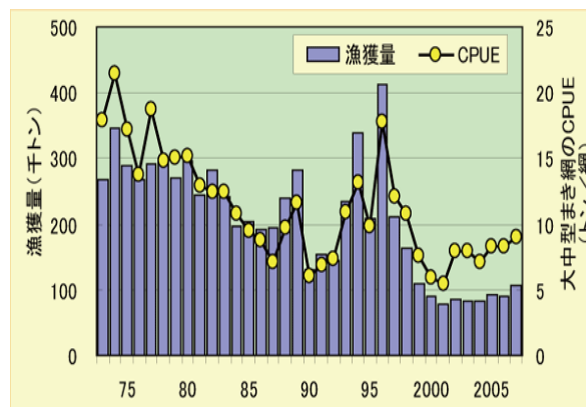
(図6：マサバの親魚量と加入量)

## (2) 漁獲量の推移と資源回復の必要性

マアジ漁獲量は、1993～1998年には20万トン以上を維持していたが、1999～2002年には13～16万トンに減少した。2003年から漁獲量は再び増加し2004年には19万トンの漁獲があったものの、2005年以降は減少し、2006～2007年は12万トンとなっている（図7）。マサバ漁獲量は、1993年以降増加傾向を示し、1996年には41万トンに達したが、1997年には21万トンに大きく減少した。その後も減少傾向が続き、2007年には11万トンとなっている（図8）。



(図7：マアジ漁獲量)

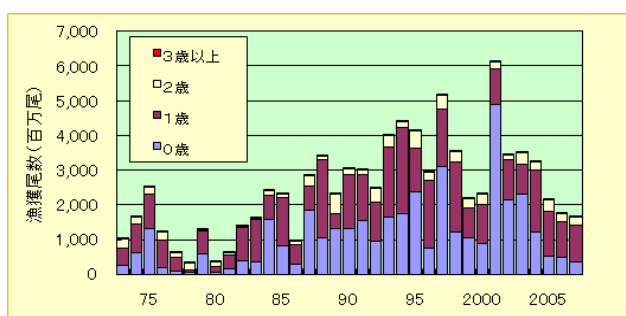


(図8：マサバ漁獲量)

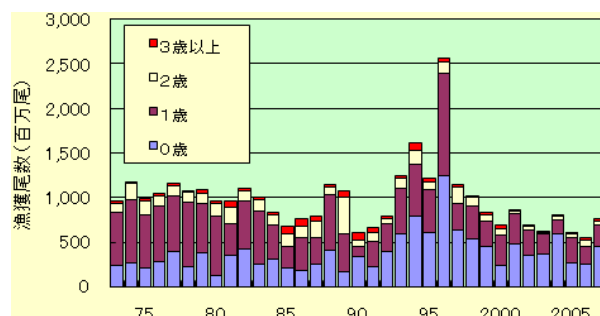
マアジ及びマサバの漁獲状況について、ともに0歳魚から漁獲圧がかかっており、小型魚の恒常的な漁獲が継続されている（図9、図10）。今後、安定的な漁獲をしていくためには、小型魚の漁獲を控えることにより、できる限り産卵親魚を確保していくことが必要となっている。

また、マイワシ資源については極めて低い水準にあることから、この資源保護につ

いても留意することが必要である。



(図9：マアジの年齢別漁獲尾数)



(図10：マサバの年齢別漁獲尾数)

## 2 資源の利用と資源管理等の現状

### (1) 関係漁業等の現状

#### ① 関係漁業等の現状

マアジについては漁獲量 12 万トンのうち約 8 割 (表 3、表 4)、マサバについても大部分が大中型まき網漁業、中型まき網漁業、小型まき網漁業で漁獲されている。まき網漁業以外では、定置網、刺し網、棒受網、釣り等によっても漁獲される。

表 1：大中型まき網漁業の許可別実操業隻数の現状 (ヶ統)

西部日本海区	東海黄海区	九州西部海区	合計
16 (12)	24	9	37

※ ( ) は東海黄海区及び九州西部海区と重複する隻数。

表 2：中型まき網漁業の団体別漁労体数の現状 (ヶ統)

山陰旋網漁業協同組合 (島根県)	長崎県旋網漁業協同組合 (長崎県)	鹿児島県旋網漁業協同組合 (鹿児島県)	その他
15	65	19	25

※第 54 次農林水産統計年報より。

表 3：2006 年大中型まき網漁業マアジ及びマサバ漁獲量 (トン)

許可区分	西部日本海区・東海黄海区・九州西部海区
マアジ	46, 635
マサバ	51, 911

※大中型まき網漁業漁獲成績報告書より。

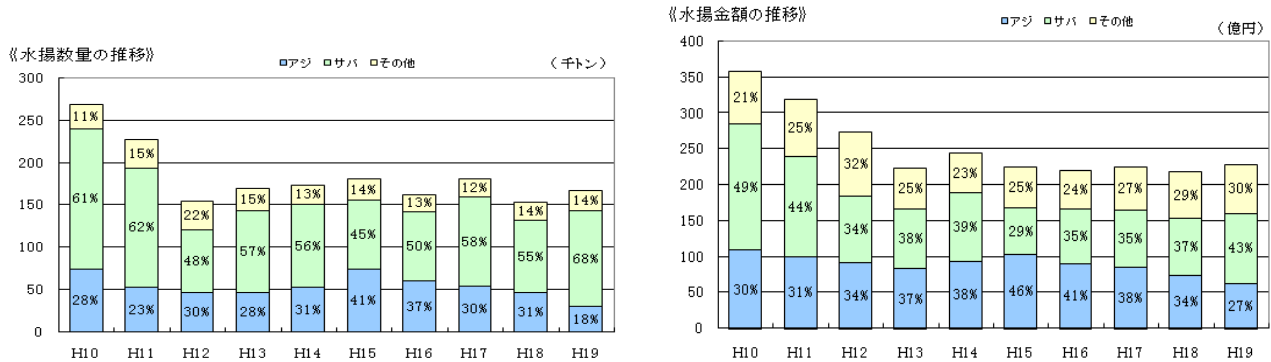
表 4：2006 年中小型まき網漁業の団体別マアジ及びサバ類漁獲量 (トン)

管轄団体	山陰旋網漁業協同 組合(島根県)	長崎県旋網漁業協同 組合(長崎県)	鹿児島県旋網漁業協同 組合(鹿児島県)	その他	合計
マアジ	25, 115	16, 040	2, 649	5, 947	49, 751
サバ類	11, 957	16, 459	10, 707	2, 368	41, 491

※第 54 次農林水産統計年報より。

## ② 漁獲量と漁獲金額の推移

日本遠洋旋網漁業協同組合（日本海西部・九州西海域で操業する大中型まき網船団の大部分が所属）の大中型まき網船団の水揚数量及び水揚金額を見ると、平成10年の27万トン358億円から減少傾向をたどり平成19年に17万トン229億円となっている（図11）。



（図11：日本遠洋旋網漁業協同組合所属の大中型まき網船団の水揚数量及び水揚金額の推移）

## ③ 漁業形態及び経営の現状

まき網漁業は、網船の大きさにより大中型まき網漁業（大臣指定漁業）と中型まき網漁業（法定知事許可漁業）、小型まき網漁業（知事許可漁業）に区分されている。概ね、網船、火船、探索船及び運搬船からなる船団で構成され、アジ、サバ（マサバ及びゴマサバ）、イワシ等の浮魚を主対象に操業を行っている。

## ④ 消費と流通の現状

マアジの用途別では、生鮮食用として29%、加工食用（干物、煮干し、寿司商材等）として38%、餌料向けとして33%となっている（表5）。

マサバとゴマサバは、各種統計等においてサバ類として一括して取り扱われており、サバ類の用途別で見た場合、生鮮食用として22%、加工食用として30%、餌料向けとして48%となっている（表6）。

表5：平成18年マアジ主要漁港別用途別出荷量（単位：千t）

漁港名	生鮮食用	加工食用	餌料向け	合計
境(鳥取)	2.9	4.8	19.2	26.9
浜田(島根)	3.6	1.6	2.5	7.7
福岡(福岡)	4.5	0.8	0.3	5.6
唐津(佐賀)	4.4	5.7	2.8	12.9
長崎(長崎)	2.2	5.6	3.4	11.2
松浦(長崎)	6.7	15.6	-	22.3
枕崎(鹿児島)	0.5	0.4	1.2	2.1
阿久根(鹿児島)	1.1	0.1	0.2	1.4
合計	25.9	34.6	29.6	90.1
割合	29%	38%	33%	

※平成 18 年水産物流通統計年報より。

表 6：平成 18 年サバ類主要漁港別用途別出荷量（単位：千 t）

漁 港 名	生鮮食用	加工食用	餌料向け	合計
境(鳥取)	0.6	1.8	15.6	18.0
浜田(島根)	0.5	0.5	4.3	5.3
福岡(福岡)	3.2	1.6	3.2	8.0
唐津(佐賀)	5.3	3.2	7.6	16.1
長崎(長崎)	6.3	6.3	12.6	25.2
松浦(長崎)	12.4	24.8	4.1	41.3
枕崎(鹿児島)	2.8	4.6	20.8	28.2
阿久根(鹿児島)	0.6	0.2	1.5	2.3
合計	31.7	43.0	69.7	144.4
割合	22%	30%	48%	

※平成 18 年水産物流通統計年報より。

## (2) 資源管理等の現状

### ① 関係漁業の主な資源管理措置

#### ア) 漁獲可能量管理（公的管理）

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年 6 月 14 日法律第 77 号）」に定める第 1 種特定海洋生物資源として、マアジ、サバ類及びマイワシの漁獲数量管理が行われている。

#### イ) 操業規制（自主的管理）

本計画の作成前から、以下のとおり団体毎に定期休漁を実施している。

管轄団体	許可種類（対象水域）	休漁期間
山陰旋網漁業協同組合	大中型まき網（西部日本海区）	原則、月に4日間
	中型まき網（島根県地先）	原則、週に1日
日本遠洋旋網漁業協同組合	大中型まき網 （東海黄海区及び九州西部海区）	原則、月に6日間
長崎県旋網漁業協同組合	大中型まき網（九州西部海区）	原則、月に4日間
	中型まき網（長崎県地先）	原則、月に4日間
鹿児島県旋網漁業協同組合	大中型まき網（九州西部海区）	原則、月に5日間（鹿児島県地先海域における1ヶ月の水揚げ日数は18日以内）
	中小型まき網（鹿児島県地先）	原則、月に5日間（鹿児島県地先海域における1ヶ月の水揚げ日数は18日以内）

## ② 遊漁の現状

マアジ及びマサバは、遊漁船、プレジャーボート、防波堤等からの釣りによって採捕されている。遊漁船による採捕量については、石川県から鹿児島県（生産統計上の日本海西海区及び東シナ海区）のマアジが 558 トン、サバ類が 12 トン（「平成 14 年の遊漁採捕量調査結果の概要（平成 15 年 4 月：統計情報部）」）との調査結果がある。

## ③ 資源の積極的培養措置

多獲性かつ回遊性の高い浮魚資源であるため、種苗放流等の積極的な資源の培養措置は講じられていない。

## ④ 漁場環境の保全措置

多獲性かつ回遊性の高い浮魚資源であるため、直接的な漁場環境の保全措置は講じられていない。

### 3 回復計画の目標

マアジについては、近年、加入量が低い水準で推移している中で小型魚への漁獲圧が高く、資源は減少傾向にある。このため、小型魚への漁獲圧を低減する取組により、加入量当たり漁獲量を増加させつつ、平成 25 年度の親魚量を現状の漁獲圧を継続した場合に比べ 1 万トン以上増加させることを目標とする。

マサバについては、親魚量水準の速やかな回復の必要性が指摘されているが、韓国・中国水域への分布や漁獲が見られることを勘案し、可能な限り小型魚の漁獲圧を低減し、平成 25 年度の親魚量を現状の漁獲圧を継続した場合に比べ 1 万トン以上増加させることを目標とする。

マアジ及びマサバについては、環境の影響による加入変動等を考えると、上記指標のみで本計画の評価を行うことが必ずしも適切でない場合も想定されるため、取組状況にできる限り即応した指標を含め、総合的な観点からの評価を検討していくものとする。

なお、マイワシについては、資源変動が自然環境的な要因に大きく左右されることから具体的な目標設定は困難であり、引き続き、資源状況のモニタリングを行うとともに、現行の資源管理措置を維持するものとする。

### 4 資源回復のために講じる措置

#### (1) 漁獲努力量の削減措置

平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間に、次の漁獲努力量の削減措置を講ずる。

- ① マアジ及びマサバの小型魚保護のため、これらを漁獲対象の一部としている大中型まき網漁業及び中小型まき網漁業について、これまで団体毎に実施している自主的な取組に加え、以下のとおりマアジ及びマサバの小型魚漁獲努力量削減のための措置を講ずる。

管轄団体	許可種類 (対象水域)	措置内容
山陰旋網漁業協同組合	大中型まき網 (135 t・80 t 型、 西部日本海区)	・小型魚を主とする漁獲があった場合には、以降、集中的な漁獲圧をかけないように速やかに漁場移動を行う。
	中型まき網 (20 t 未 満、島根県地先)	・小型魚の漁獲量制限を行う。
日本遠洋旋網漁業協同組合	大中型まき網 (135 t・80 t 型、 東海黄海区及び 九州西部海区)	・小型魚を主とする漁獲があった場合には、以降、集中的な漁獲圧をかけないように速やかに漁場移動を行う。 ・資源状況等に応じ、適宜、適切な漁獲努力量の抑制に取り組む。
長崎県旋網漁業協同組合	大中型まき網 (80 t 型、 九州西部海区)	・小型魚を主とする漁獲があった場合には、以降、集中的な漁獲圧をかけないように速やかに漁場移動を行う。
	中型まき網 (20 t 未 満、長崎県地先)	・小型魚の漁獲が多い時期に一定日数の休漁を行う。
鹿児島県旋網漁業協同組合	大中型まき網 (80 t 型、 九州西部海区)	・小型魚を主とする漁獲があった場合には、以降、集中的な漁獲圧をかけないように速やかに漁場移動を行う。 ・鹿児島県地先海域における1ヶ月の水揚日数を18日以内とする。
	中小型まき網 (20 t 未満、 鹿児島県地先)	・鹿児島県地先海域における1ヶ月の水揚日数を18日以内とする。

② マイワシ保護に配慮した取組については、マイワシを目的とした操業を行わない(混獲程度に止める)こととする。

(2) 資源の積極的培養措置

特になし。

(3) 漁場環境の保全措置

特になし。

## 5 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

本計画に基づく漁獲努力量の削減措置の実効性が阻害されるような場合には、漁業法に基づく委員会指示等により適切な規制を課すこととする。

## 6 資源回復計画のために講じる措置に対する支援策

### (1) 漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策

本計画に基づく新たな休漁措置による漁業経営への影響を緩和するために、国及び県は、資源回復等推進支援事業により支援措置を講ずる。

### (2) 資源の積極的培養措置に対する支援措置

該当なし。

### (3) 漁場環境の保全措置に対する支援措置

該当なし。

## 7 資源回復措置の実施に伴う進行管理

### (1) 資源回復措置の実施状況の把握

国及び県は、漁獲努力量削減措置の実施状況を把握し、資源回復措置の適切な実施が図られるよう関係者を指導する。

### (2) 資源の動向調査

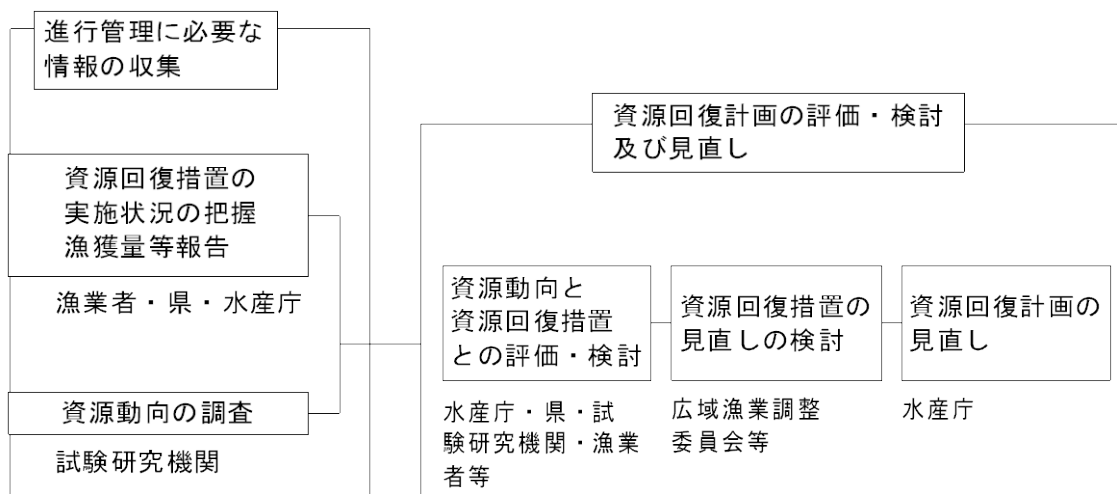
国は、関係県と連携して対象資源について調査・評価体制を構築して、資源状況の把握に努める。

また、漁業者は漁獲データ（大きさ別漁獲量等）を可能な限り自ら収集し、試験研究機関等への情報提供に努める。

### (3) 資源回復措置の見直し

国は、毎年の資源調査及び評価、漁獲状況や資源回復措置の実施状況を踏まえ、資源回復計画の評価検討を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行う。

### (4) 進行管理に対する組織体制





## 8 その他

本資源回復計画は国内で広く消費されているマアジ、マサバ及びマイワシを対象としたものであり、国民に対する水産物の安定供給を確保する上で重要な位置を占めるものであることから、国民の理解を得つつ、資源回復期間中及び将来における需給関係にも配慮しながら計画を進めていくこととする。

また、地域ごとに漁業者、市場関係者、流通・加工業者等との協力関係の構築に努めることとする。